

四 資本金及び出資に関する規定 五 役員の数及び職務の分担に関する規定 六 理事会に関する規定 七 運営審議会に関する規定 八 業務 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 十 準備金に関する規定 十一 事業年度 十二 公告の方法 2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (規約) 第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、左に掲げる事項については、規約で定めなければならない。 一 競馬の施行に関する規定 二 馬主、馬及び服色の登録に関する規定 三 調教師及び騎手の免許に関する規定 四 入場料に関する規定 五 会計に関する規定 六 役員の給与並びに職員の任免及び給与に関する規定 2 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。 (役員) 第九条 競馬会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事三人以内を置く。 (役員の数及び権限) 第十条 理事長は、競馬会を代表	し、その業務を総理する。 2 副理事長は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。 3 理事は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長及び副理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長の職務を代行する。 4 監事は、競馬会の業務を監査する。 (役員の数) 第十一条 理事長、副理事長及び監事は、農林大臣が任命する。 2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。 (役員の数) 第十二条 理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、三年以内において定款で定める。 2 理事長、副理事長、理事及び監事は、再任されることができる。 3 理事長、副理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員の数) 第十三条 左の各号の一に該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者 二 懲役又は禁錮に処せられた者	三 旧競馬法（大正十二年法律第四十七号）、旧地方競馬法（昭和二十一年法律第五十七号）又は競馬法に違反して罰金に処せられた者 四 国務大臣、国会議員、政府職員（国家人事委員会の指定する非常勤の職員を除く）又は地方公共団体の議会の議員 五 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む） 六 競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む） (役員の数) 第十四条 理事長、副理事長、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。 (代表権の制限) 第十五条 競馬会と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競馬会を代表する。 (理事の数) 第十六条 左に掲げる事項は、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。 一 収支予算及び事業計画 二 収支決算	三 定款の変更 四 規約の設定及び変更 (運営審議会) 第十七条 競馬会は、運営審議会を置く。 2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、競馬会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。 3 理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議会の意見を聞かなければならない。 4 運営審議会は、競馬会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることが出来る。 第十八条 運営審議会は、委員二十人で組織する。 2 運営審議会の委員は、左に掲げる者のうちから、農林大臣が任命する。 一 競馬会が行う競馬に関する馬主 二 競走馬の生産者 三 学識経験を有する者 3 第十二条の規定は、運営審議会の委員について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以内」とあるのは、「二年以内」と読み替えるものとする。 (民法の準用) 第十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、競馬会に準用する。 第三章 業務 (業務の範囲) 第二十条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。 一 競馬を開催すること。 二 馬主、馬及び服色を登録すること。 三 調教師及び騎手を免許すること。 2 競馬会は、前項に掲げる業務の外、左の業務を行うことができる。 一 競走馬を育成すること。 二 騎手を養成し、又は訓練すること。 三 その他競馬の健全な発展を図るために必要な業務 (事業計画) 第二十一条 競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。 2 競馬会は、前項の認可を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。 (事業年度) 第二十二条 競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。 第四章 会計 (予算) 第二十三条 競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めてこれを当該事業年度の開始前に農林大臣に提出し、その認可を受けなければならない。 2 競馬会は、前項の認可を受けた予算を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。
--	--	---	---

(借入金)

第二十四条 競馬会は、借入金をし
ようとするときは、農林大臣の許
可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第二十五条 競馬会は、左に掲げる
方法以外の方法によつて業務上の
余剰金を運用しようとするとき
は、農林大臣の許可を受けなけれ
ばならない。

一 金融機関への預金

二 国債その他省令で定める有価
証券の保有

(財産の処分等の制限)

第二十六条 競馬会は、農林大臣の
許可を受けなければ、その所有す
る不動産を譲渡し、交換し、又は
担保に供してはならない。

(国庫納付金)

第二十七条 競馬会は、政令の定め
るところにより、競馬法第五条の
規定により発売する勝馬投票券の
発売金額から同法第十二条第五項
の規定により返還すべき金額を控
除した残額の百分の十に相当する
金額を国庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、毎事業年度、政令の
定めるところにより、剰余金の二
分の一に相当する金額を国庫に納
付しなければならない。

(損失てん補準備金)

第二十八条 競馬会は、政令で定め
る額に達するまでは、毎事業年度、
剰余金の十分の一以上を損失てん
補準備金として積み立てなければ
ならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補
に充てる場合を除いては、取りく

ずしてはならない。

(特別積立金)

第二十九条 競馬会は、第二十七条
第二項の規定による納付及び前条
第一項の規定による積立をしてな
お剰余があるときは、すべてこれ
を特別積立金として積み立てなけ
ればならない。

2 前項の特別積立金の処分につい
ては、政令で定める。

(収支決算書の提出)

第三十条 競馬会は、毎事業年度の
収支決算書、財産目録、貸借対照
表及び損益計算書並びにこれらに
関する説明書を作成し、当該事業
年度経過後二月以内に、農林大臣
に提出しなければならない。

第五章 監督

(監督)

第三十一条 競馬会は、農林大臣が
監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行す
るため必要があると認めるとき
は、競馬会に対して業務に関し監
督上必要な命令をすることができ
る。

(理事会への出席等)

第三十二条 競馬会の監督に関する
事務をつかさどる農林省の職員で
あつて農林大臣の指定したもの
は、競馬会の理事会その他の会議
に出席して意見を述べることがで
きる。

(役員等の解任)

第三十三条 農林大臣は、競馬会の
役員が第十三条各号の一に該当す
るに至つたときは、これを解任し
なければならない。

2 農林大臣は、競馬会の役員が左

の各号の一に該当するに至つた
ときは、これを解任することができ
る。

一 この法律若しくはこの法律に
基く命令の規定又はこれらの法
令に基いてする農林大臣の命令
に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執る
ことができないとき。

三 前二号に掲げる場合の外、競
馬会の役員として不適当と認め
られるとき。

3 前項の規定は、運営審議会の委
員の解任について準用する。

(報告及び検査)

第三十四条 農林大臣は、必要があ
ると認めるときは、競馬会に対し
て報告をさせ、又はその職員にそ
の事務所若しくは競馬場その他の
施設に立ち入り、業務の状況若し
くは帳簿書類その他の必要な物件を
検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検
査をする場合には、その身分を示
す証票を携帯し、関係人の請求が
あつたときは、これを呈示しなけ
ればならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

第六章 解散

(解散)

第三十五条 競馬会の解散について
は、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十六条 競馬会の役員又は職員
が、その職務に関して、賄うを受
けし、又はこれを要求し、若しく
は約束したときは、三年以下の懲

役に処する。これによつて不正の
行為をし、又は相当の行為をしな
かつたときは、五年以下の懲役に
処する。

2 前項の場合において、收受した
賄物は、没収する。その全部又は
一部を没収することができないと
きは、その価額を追徴する。

第三十七条 前条第一項に規定する
賄物を供与し、又はその申込若し
くは約束をした者は、三年以下の
懲役又は二十五万円以下の罰金に
処する。

第三十八条 第三十四条第一項の規
定による報告をせず、若しくは虚
偽の報告をし、又は同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避した場合においては、その行為をし
た競馬会の役員又は職員を三万円
以下の罰金に処する。

第三十九条 左の場合には、その違
反行為をした競馬会の役員又は職
員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認
可又は許可を受けなければなら
ない場合において、その認可又は
許可を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反し
て登記することを怠り、又は不
実の登記をしたとき。

三 第二十条に規定する業務以外
の業務を行つたとき。

四 第三十一条第二項の規定によ
る農林大臣の命令に違反したと
き。

第四十条 第六條の規定に違反した
者は、一万円以下の過料に処す
る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年三月三
十一日以前において政令で定める
日から施行する。但し、次項から
附則第五項までの規定は、公布の
日から施行する。

(競馬会の設立)

2 農林大臣は、設立委員を命じ
て、競馬会の設立に関する事務を
処理させる。

3 設立委員は、定款並びに最初の
事業年度の収支予算及び事業計画
を作成し、これを農林大臣に提出
して設立の認可を申請しなければ
ならない。

4 農林大臣は、競馬会の設立前
に、競馬会の理事長を任命する。

5 附則第三項の認可があつたとき
は、設立委員は、遅滞なく、その
事務を理事長に引き継ぐとともに
その旨を農林大臣に報告しなけれ
ばならない。

6 理事長は、前項の規定による事
務の引継を受けたときは、政令の
定めるところにより、設立の登記
の申請をしなければならない。

7 競馬会は、主たる事務所の所在
地において設立の登記をすること
によつて成立する。

(財産の承継及び出資)

8 第四條第一項に規定する動産及
び不動産は、競馬会が、その成立
の時に政府の国営競馬特別会計か
ら承継するものとし、その承継が
あつたときは、同項の規定による
政府の出資があつたものとする。

(登録税法の特例)

9 前項の規定による国営競馬特別
会計からの不動産の承継による所

有権の取得の登記については登録税を課さない。

(競馬法の一部改正)

10 競馬法の一部を次のように改正する。

本則中「政府」を「日本中央競馬会」に改め、「国営競馬」を「中央競馬」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 罰則

第十一條の二を削る。

第十八條中「省令で定める」を「農林大臣の認可を受けて定める」に改める。

第十八條の次に次の一條を加える。

(中央競馬の停止)

第十八條の二 農林大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行った場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることができる。

第二十四條を次のように改める。

(秩序の維持)

第二十四條 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

第二十九條中第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について

(経過規定)

11 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十三條から第十五條までの規定により受けている登録

は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。

12 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十六條の規定により受けている免許は、その有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基いて受けたものとみなす。

13 附則第十條の規定による競馬法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 昭和二十九年度における国営競馬特別会計法(昭和二十四年法律第四十二号)の規定の適用については、同法第六條に規定するものの外、第二十七條の規定による競馬会からの国庫納付金をもつて国営競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものとし、同法第七條第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替へるものとする。

(所得税法の一部改正)

15 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「及び鉅額復旧事業団」を「鉅額復旧事業団及び日本中央競馬会」に改める。

(法人税法の一部改正)

16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。

17 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本放送協会」の下に「日本中央競馬会」を、「放送法」の下に「日本中央競馬会法」を加える。

(地方税法の一部改正)

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十條第二項第三号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改め、第一百十一條の七に次の一号を加える。

十 日本中央競馬会法「昭和二十九年法律第 号」附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得

(国家行政組織法の一部改正)

19 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の農林省の項中「畜産局」「競馬部」を削る。

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

20 第二條第一項の表の農林省の項中「二三、七四二」を「二三、二七七八」に、「七一、三八四」を「七〇、九一九」に改め、同表の合計の項中「六三三、〇四九」を「六三三、五八四」に改

める。

(農林省設置法の一部改正)

21 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中第十号を次のように改める。

十 中央競馬及び地方競馬を監督すること。

第四條中第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九 獣医師及び装蹄師の免許をすること。

四十 日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命じ、その他これを監督すること。

第五條第二項中「畜産局に競馬部」を削る。

第十一條第一項第十一号を次のように改め、同條第二項を削る。

十一 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。

第十三條中「競馬事務所」を削る。

第三十條を次のように改める。

第三十條 罰則

○平野政府委員 ただいま上程されました日本中央競馬会法案を提案いたします。その理由を御説明いたします。

わが国におきまして競馬が行われるようになりましては、相当古くからのこととありますが、いわゆる馬券の発売を公認した競馬は大正十二年に競馬法が制定されて以来のこととありまして、当初は、民法上の公益法人である競馬倶楽部が全国に十一を限り認められておりました。十一競馬場において競馬を施行しておつたのでありま

す。その後昭和十一年に法律の改正によりまして、全国一本の特別法人たる日本競馬会に統合いたしました。競馬は一層の発展を見たのであります。戦争中は一時競馬を中止するのやむなきに至りましたが、戦後再開されるに及び、当時における政治情勢によりまして、日本競馬会は解散せざるを得ないこととなり、現在の競馬法が制定されました。日本競馬会が行つてきた競馬事業を国に移すとともに、その一切の資産及び負債を国に引継ぎ、ここに国営競馬制度の誕生を見て今日に至つたのであります。

この国営競馬の形態は、世界でもほとんど類例のない形態でありまして、競馬法の附則にも、この制度が暫定的経過のものであることを示す規定があるものであります。政府といたしましては、この制度の改善方策につきまして、一昨年六月臨時に設置いたしました競馬制度審議委員会における委員各位の御意見をもちいたしまして、鋭意立案研究をして参つたのであります。政府におきまして行政簡素化の線とにもならみ合せまして、今回その成案を得ましたので、ここに国会に提案して、その審議をお願いすることとなつた次第であります。

以下この法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法案は、現在の国営競馬を引継いで施行する団体として設立する日本中央競馬会の組織、運営等について定めることを趣旨としておりまして、必要な限度におきまして、その附則において競馬法の一部改正することといたしております。第二に、この日本中央競馬会には公

社に準ずる性格を付与することとした
しまして、その役員を選任や欠格事項
にいたしまして、収支予算事業計画
等に対する国の関与の点、またこれに
対して国が全額出資をするという点等
につきましても、相当の規定を設けた
のであります。

第三に、この日本中央競馬会が行う
事業であります。これは現在政府が
国営競馬特別会計をもつて経営して
おります。国営競馬事業の一切を、一応そ
のままの形で引き継がせ行わしめるこ
ととしてゐるのであります。

第四に、この団体の会計経理の点で
あります。その収支予算及び事業計
画につきましても、農林大臣がこれを
認可することとしたし、さらに借入金
の借入、余剰金の運用につきましても
一定の制限を付する等その経理は、最
も厳正公正を期し、世人の疑惑を招く
ことのないようにいたしたい所存であ
ります。また競馬による収益につきま
しては、従来の実績等を勘案の上、勝
馬投票券の売得金に對しまして、百分
の十の率による納付金を国庫に納付さ
せることとしたし、なお事業年度末に
おいて決算上剰余が生じたる場合にお
きましては、その一部は国庫に納付さ
せるほか、剰余もすべてこれを積み立
て、その任意なる処分を制限いたしま
して、これにより一層公的な色彩を強
化したのであります。

第五に、現在の国営競馬特別会計に
所屬しております競馬場の財産の処
理についてであります。これは、そ
の大部分が昭和二十三年に国営競馬に
切りかえられたときに、日本競馬
会から政府が契約によりまして無償で
承継を受けた資産である等の経緯もご
ざいますので、政府といたしましては、
競馬を施行させることのために、こ
一部の例外的なものを除きまして、こ
れを全部現物出資して日本中央競馬会
に引き渡すこととし、競馬の健全な発
展のための基礎といたしたい所存であ
ります。

第六には、監督の点であります。が、
すでに申し上げましたように、役員、
業務及び経理の全部面にわたります。農
林大臣が厳正なる監督を加えること
とし、適正なる運営を確保することと
いたしましては、政府の出資のご
ざいます関係で、会計検査院がその会
計経理を検査することとなるのであり
ます。

第七に、この法律の施行により、農
林省の競馬部及び競馬事務所は廃止せ
られることになり、現在定員五百二十
人の職員のうち、監督の事務に存置さ
れる者五五人を除き、他は農林省の定
員から除かれるわけでありましたが、こ
れらの職員は、みないづれも競馬の業
務に関する専門家であります。事実上
は、そのまま新団体に移行するもの
と思われるのであります。

最後に、今回の法案におきましては、
地方競馬につきまして手を触れて
おらぬのであります。これは、先ほ
ど申した通り、競馬制度審議委員会
において、この点について種々議論が
わかれております。全国各地方に
またがる地方競馬は地域的に種々事情
も異なり、問題がきわめて複雑である
こと等によるのであります。今後
は、適当なる方法によりまして、この
点に関する関係各方面の御意見も伺
い、制度の改善方策について研究して
参りたいと考えておる次第でありま
す。

以上の通りでありまして、何とぞ慎重
御審議の上、すみやかに御可決あら
んことをお願いする次第であります。

○井出委員長 引続きこれより保安林
整備臨時措置法案を議題といたし、本
日より質疑に入りますが、この際林業
に関する小委員長より発言を求められ
ておりますので、これを許します。川
俣清吉君。

○川俣委員 先般当農林委員会とい
たしまして問題になっております諸般
の問題を解決するために、長野県の長
野営林管内の主要な林産地でありま
す木曾林野を拝見して参つたのであり
ます。これにつきまして二、三当局に
意見を申し上げまして、政府の善処方
をお願いしたいと思つたのでありま
す。

このたび政府が国有林野法の一部改
正、また国有林野整備臨時措置法の改
正案を出されると同時に、保安林の整
備強化を必要といたしたまいます。い
ゆる保安林整備臨時措置法を提出され
たのであります。これらの観点からい
まして、現にございます長野の営林
局は、十分その機能を發揮するような
状態に置かれていないことを实地に拝
見して来たのでございまして、前の木
曾の御料林時代におきましては、いわ
ゆる御料林の行政監督の上から木曾の
島に所在地を持つておりましたこと
は、適当な行政区域であつたと思つた
のであります。今後保安林を整備強化
して参るといふことになりますると、
かつての御料林時代の行政では、十分
その機能を發揮することが困難である
と思つたのであります。もちろん一部に

は、木曾にありますが長野の営林局が
隘小であるために、他に移転しなけれ
ばならないという説をなす人もあるよ
うであります。が、それも一部考えられ
ないことはもちろんありません。けれど
も、単なる内部的な移転でなくして、
将来やはり流域関係から見ても日
本における最も隘小な所管面積であり
ますので、一般の行政機構の改革から
見まして、もう少し広大な構想のもの
に充実して参らなければならぬじや
なからうか、こういう視察の結果を得
たわけでございまして、もちろんおの
の人によりまして幾分意見を異にして
いる点もありません。すみやかに
に保安林整備法と相まちまして、また
国有林野法の一部改正に伴ひまして、
またこれらの行政が相当状況になつて
参らなければならぬのであります。

日本の森林の保護育成の上から、民有
林の監督あるいは森林組合等の團體の
上からも拡充して参らなければならぬ
い情勢にありまします。その情勢に伴
う当然な機構の拡充、こういう意味で
福島にありまします局を行政拡充の意
味でひとつ考慮願えないものであらうか
と云ふことが、大抵委員会の結論で
ありまします。これに對する政府の
所見を伺ひ、すみやかな立法的な措置
が望ましいという結論であります。す
で、これを申し加へまして、当局の御
意見を伺つておきたいと思ひます。

○平野政府委員 今回公務御多用中
にかかわらず、川俣林業小委員長を初
め御懇切なる委員各位が、国有林の
情を御視察賜りましたことは、まこと
に感謝にたえない次第でございます。
またただいま貴重な御高見を拝
聴いたしましたわけでございまして、政府
といたしましては、まさに御指摘の通
り、現在木曾福島町にございます長野
営林局は、御料林との合併当時の経緯
に基いて存置せられたものでございま
して、その後国有林との合併によりま
して、事業区域に変更を来してござい
ますので、これはぜひとも長野市に移
転をいたしたいという考えのもとに、諸
般の行政上の準備を進めて参つたわけ
でございます。従ひまして、今国会に
おいてぜひとも御審議をお願いいたし
たい。建前のものと、ただいま立法の
準備をとり急いでおるような次第で
ございまして、

○井出委員長 質疑の通告がありま
す。順次これを許します。松岡俊三
君。

○松岡委員 私は治山治水の予算がど
うあんなに少いと思つたかといふこと
をまず承りたいと思ひます。

○平野政府委員 最近におきまします日
本の国土の現状が災害の頻発によりま
して、憂慮すべき事態にあるわけで
ございまして、特に近年非常に災害が累次
発生をいたしまして、どうしてもこの
際抜本的な対策を立てる必要がある
といふことで、政府といたしましては、
内閣に治山治水協議会を設けま
して、各専門家の御意見を伺つておつた
わけでございまして、一応その結論も
出まして、政府に對するところの答申
もあつたわけでございまして、これらの
情勢を勘案いたしまして、ただいま御
審議を願ひました二十九年度予算に
おきましては、第一に治山治水に重点
を置く、こういうことで予算を編成
いたしましたわけでございまして、ただ何分
も緊縮財政を必要とする経済上の事由
に基きまして、十分理想的な予算を組

むというわけには参らなかつたわけでありまして、乏しい財政の中におきましては、最重要点を置いて計上いたしたようなわけでございます。なおまた特にたゞいま御審議を願つております保安林整備臨時措置法によりまして、特に荒廃をいたしております保安林等は国が買い上げて、そうして国の施策において直轄でこれの整備をはかる、こういうこともあわせてやつておるようなわけでございます。政府といたしましては、御指摘の通りに最重点を置いてこの問題の解決にとり組んでおる次第でございます。

○松岡委員 政府の提案の説明を承りますれば、昨年の水害の激甚なる情勢にかんがみて、治山治水の計画を立てられた、こういうあんばいになつて、戦中戦後を通じての森林の濫伐過伐がその発生または拡大の誘因の一つとなつてゐるというこゝろがうたれておるのでございます。こういう意味から考へて、国家がほんとうに治山治水の計画を立てようとするためには、国家としての——むしろ国家の一部でありますけれども、何も特別会計の林野庁管内から金を捻出して、これに充てなければならぬと思われぬ。三十二億の治山治水の予算がどこから出たのか、どこから出したのかというのが私の質問であります。特別会計である林野庁から特別に捻出しておる、林野庁はそれだけ捻出するだけの余裕があるのかどうか、十分なることをしておるのかどうかというのを問われなければならぬ。昨年においては三十億を林野庁から一般会計に出しておるということとすでに間違ひである。ほんとうに治山治水の大切なことを考へ

えたならば、この点だけでも林野庁などからは一般会計にこれを供出すべきものではないのです。それを今回は、むしろ緊縮予算の關係もありましようけれども、この三十二億を林野庁の特別会計の中から捻出して、全国の治山治水の計画に充てていこう、これは、特に緊縮予算を標榜している今年に限つてやるのか、あるいは後年にわたつてこれをやるのか、これを私は聞きたいのであります。まずたゞいまの御説明は私はピンとが少し離れておると思うのでございます。この予算はどこから出したか、ことし一年限りか、来年はそうじやなく、一般会計から出して、ほんとうの治山治水をやつて行くんだということなのか、それをはつきり承りたいと思ひます。

○平野政府委員 本年は国有林野特別会計の黒字が相当増額をいたしたわけでございます。これは国有林経営の適正なる運用、あわせて近時の木材価格の高騰によりまして、この収益があらつたわけでございます。従つてこれらの収益をできるだけ林地に還元して有効に使ひたい、こういう趣旨でございます。この御審議をお願いしておるわけでございますが、これは恒久的なものであるかどうかというお尋ねでございますが、これは本来は当然一般会計においてやるべきことでありまして、將來にわたつても一般会計の負担において一層充実して参りたい、こう思つておるでございますが、本年度として、さらに一般会計からもちろんやつておりますけれども、錦上花をそえるという意味においてこれをも特にやつたわけでありまして、將來におきましては、国有林特別会計のいろ／＼事情

もございまして、基本的方針といたしましては、一般会計をもつてやつて参りたいと思つておる次第であります。

○松岡委員 たいへん喜ばしいことであります。それならば、この三十二億を今年限りやむを得ないから特別会計から出した、その出した三十二億の治山治水の計画は、各管区局別にどんなふうに配分しようと思つておるのであるか。

○柴田政府委員 いわゆる保安林の整備臨時措置によりまして、国の買い上げます保安林は、一応原則として決定することになつておりますので、目標は立てましても協議がととのわない場合には、必ずしもその計画通りには参らないというこゝろになりますので、現在の確に地方別に、あるいは各局別にどれだけの数字になるかというはつきりとした数字は申し上げかねるのでございますが、現在二十九年度として、ほぼ確定的に御相談のできると思われる数量は、約五万六千町歩程度と考えておりますが、今後さらに法案の御審議、御決定を願つたあかつきにおいて具体的な出発に入ります際に、相当の移動も考えられますけれども、概念的にはやはり十分水源地帯の、しかも相当荒廃いたしておる地域、そうして現在国有林の比較的少い地方というものが、主たる対象になるというこゝろはやむを得ないと考えられますので、この原則から申しますと、関東以西が比較的多くの買ひ上げます保安林はほとんどないのではないかと考えておりますが、いづれ新年度に入りますれば、い

よいよ具体的に現地の調査にも入りまして、だん／＼確定いたす、こういうことになりまして、現在明確な数字を申し上げ得ない現状にあることを御了承願ひます。

○松岡委員 いや、もうきまつてゐるはずなんです。私の知り得た情報においては、青森管区局は一億円、秋田管区局は一億円、大坂管区局は十億円というように、これはもうはつきりあなたの方でわかつておるはずなんです。なぜこゝでそれをおつしやらないのですか。今の三十二億をどんなふうに配分するのだという計画がなければ、そんなものを出せないはずなんです。それははつきりしたものでありませんでしようけれども、大体はわかつてゐるはずなんです。どの方面に何億使おうかという、三十二億の金の使途はわかつてゐるはずなんです。

○柴田政府委員 お尋ねでございますが、各局別に幾らというのは、対象がはつきりいたしませんと、決定はできないのでございまして、一応予算を配分してゐる際に、これくらいの目標はどうかというこゝろを、実に概算的に一応配分した案もございまして、その後さらに、この三月二十五日に各局に命じておりました一応の対象予定地を調査いたしました結果は、現在整理をいたしておりますが、さきに経費の見込みだけを概算いたしたものと、たいへんな相違を来しておりました、さきの青森一億、秋田一億云々という結果になつておりますので、さよふな配分は現在一切できないという状況にあることを御了承願ひたいと思ひます。

○松岡委員 そうすると三十二億の治山治水の計画の本年度の配分額は、まだきまらぬ、わからない、こうおつしやるのですか。

○柴田政府委員 各局別にはまだ確定いたさないということなのであります。

○松岡委員 そうするとただ漠然と三十二億というだけですか。こう／＼／＼／＼の所にはこうせねばならぬというものが出来なければ、下からずつと積み上げて来なければ、上の方で三十二億いるのだという、そんな漠然たるものが言えるはずはないと思ふ。ここにはこういうあんばいに金を使わなければならぬ、こうせねばならぬ。近畿方面に非常な水害があつたから、こういう方面にはこういうあんばいにしなければならぬ、それはわかかつておるはずである。それならばこそ初めて三十二億という総額が出るので、はつきりしたことは言えませんが、しよう、私も要求しません。けれども漠然としてただ三十二億一年間かかるというだけじやなからうと思ふ。多少の基礎がそこにあるはずだ。各管区局管内においてそういうぐあいにわかつておるはずだと思ふ。私はついこの間調べて、三十二億ははつきり使うようのできておる表を持つておるのです。そして三月二十五日なければわからぬというこゝろも知つておる。だからもうわかかつておるはずである。三十二億をどこにどれだけ使ふか、それはわからぬというこゝろは、ちよつと私はその言葉が納得できない。ごまかしだといふようなことは私は言ひませんで、もう少しはつきりするはずである。

○柴田政府委員 たゞいまも申し上げ

たわけでありまして、將來におきましては、国有林特別会計のいろ／＼事情

もございまして、基本的方針といたしましては、一般会計をもつてやつて参りたいと思つておる次第であります。

○松岡委員 いや、もうきまつてゐるはずなんです。私の知り得た情報においては、青森管区局は一億円、秋田管区局は一億円、大坂管区局は十億円というように、これはもうはつきりあなたの方でわかつておるはずなんです。なぜこゝでそれをおつしやらないのですか。今の三十二億をどんなふうに配分するのだという計画がなければ、そんなものを出せないはずなんです。それははつきりしたものでありませんでしようけれども、大体はわかつてゐるはずなんです。どの方面に何億使おうかという、三十二億の金の使途はわかつてゐるはずなんです。

○柴田政府委員 お尋ねでございますが、各局別に幾らというのは、対象がはつきりいたしませんと、決定はできないのでございまして、一応予算を配分してゐる際に、これくらいの目標はどうかというこゝろを、実に概算的に一応配分した案もございまして、その後さらに、この三月二十五日に各局に命じておりました一応の対象予定地を調査いたしました結果は、現在整理をいたしておりますが、さきに経費の見込みだけを概算いたしたものと、たいへんな相違を来しておりました、さきの青森一億、秋田一億云々という結果になつておりますので、さよふな配分は現在一切できないという状況にあることを御了承願ひたいと思ひます。

ました通り、全国の営林局で調査いたしまして、一応御相談のできる、しかも必要地域の保安林という対象が、現在調査されて判明いたしておりますものが五万六千歩程度という一応の概算ができておまして、これを対象といたしまして買上げの御相談をいたして参ることにいたしますので、さきに一応経費を各局別に計画して見るといふことで経費だけを計画いたしましたものとしまして、違つた結果が出て参るといふ状況になっております。そのとりまとめには一週日を要して、まだ今各局別の数字が確定いたしておらないといふことで、申し上げかねるというわけでございしますが、一応五万歩という目標に対して、御相談ができるというほど確定したものが五万六千歩ある、こういうことを申し上げておる次第でございます。全然無計画といふことではございませんが、御相談で決定しなければならぬといふことで、一応現在各局別に、未確定のものに對しましてこれだけ配分するのだといふことは、はつきり申し上げかねる、かような次第でございしますので御了承願います。

○松岡委員 政府委員は私の質問するところを推測して、どうも御答弁がはつきりしないのじやないかと思う。私はなぜこれを質問するかといふと、ただいま農林政務次官の御説明があつたように、濫伐したのだ、そういう結果のところに水害が来たのだ、こうなつておる。何がゆゑに濫伐するようになったかといふことは、政府の方で持つておるものだと、なか／＼荒渡さないから濫伐はされないうが、民有林であるから、高くなれば

おのずからどん／＼荒つて所得しようというのは当然である。その民有林はどこのあるかといふことなんです。全国の国有林の状態を見ると、東北管区においては、全国の国有林のうちの四割九分六厘を持つておることは御承知の通りです。東北六県とそれから群馬と新潟県のおずかを入れて四割九分六厘だけを持つておるのです。それだからこの方面には水害が起らないように、濫伐がされないようになつておるのです。明治御一新以来こういふ、あいになつておるのです。片方は明治御一新以来ずうと民有林になつておるのですから、幾らでも価格が高くなればこれを濫伐することもできるし、何でもできる。そこを金に持つて来て水害が出た、そこに金を使う。その金はどこから出るのだ、私はこう聞くのです。その金は今の国有林野庁の特別会計の中から出るのです。その特別会計の金はどこから出て来るかといふと、東北地区と群馬、新潟の一部を入れたところから、年々二十億近くといふものを毎年残しておること、はわかつておることなんです。治山治水の金三十二億の中の二十億とは私は言ひませんけれども、林道もこしらへる、その他いろいろな経費を差引いて、毎年毎年過去八十年間二十億ずつ残して、ほかの方に使つておるのです。北海道を入れたらもうとありますけれども、北海道は特別な開拓のことをやつて金はたくさん行つておりますから、あるいは差引きできるかも知れませんけれども、東北には何が行つておるか。災害がなくて済んだといふことは国有林のおかげだとあなた方はおつしやるでしよう、いかにその通りであります。

けれどもどういふぐあいに金が一般会計から出ずして、特別会計の中から出す。その特別会計の収入は多く今の国有林の中から出す金である。その国有林の全国の四割九分六厘は東北管区にある、こういう状態にありますから、私はこの金はどう使うのでござんすかと聞くのです。私の調べたところによると、大阪営林局は、青森営林局管内の面積からいふとわずかに四分の一しかない。片方は九十万歩にひとしい。青森、岩手、宮城の三県の管轄である青森営林局管内は約九十万歩持つておる。大阪営林局管内は十九万歩、歩をこ／＼しかない。青森営林局管内の面積がなか／＼広いことは、私も承知しております。そういう意味から、全国の四割九分六厘を持つておる東北管区から出ておる収入を使わなければならぬことにはないはずなんです。そこで本年一箇年だけか、あるいはずうと出すつもりかどうかをさつき聞いたのはそれなんです。一般会計から出した治山治水を当然やつてしかるべきものを、何がゆゑに特別会計たる林野庁の中から捻出してゐるか。しかもその捻出に十分仕事をし尽してやつておるのならよろしいけれども、多々ます／＼なさなければならぬような東北管区の問題がたゞさんある。それにもかかわらずやらないで、毎年二十億ずつ残してゐる、こういう状態であるから私は聞くのです。三十二億は本年限りだといふ政務次官の御説明です、ことは緊縮予算ですから私はがまんできますけれども、明年は断じてがまんできない。これは一般会計から出して、林野庁の金は林野庁でも十分使すようにする、そうして全国国有林のうち

で四割九分六厘を持つておる東北方面に還元することは当然なんだ。北海道の方からもずいぶん特別会計の収入に行くのは多い。しかし北海道には北海道特別の事業をやる金を、ことしさらに一大計画もしておるのですからよろしいのですが、東北には何かあるか。交通上についても、道路路について、飛行機についても、何もありません。こういう何も無いものづくしのところへ持つて行つて、毎年々々二十億国有林からの収入を残しておる。それをほかの方に使われるといふことは、どうしても公平な政治ではない。しかもその公平な政治でない起源が、明治御一新時代に兵庫県知事伊藤博文が版籍奉還の建白書によつて、東北は賊軍だといつて処分したものが、今もつて明治、大正、昭和に至るまでもなおわれ／＼を罪人扱いにするようにして、いつまでもこんなふうにして置くといふことは、公平な政治ではない。こんな不公平な政治はない。これだけは何としても聞かなければならぬのです。私が質問したことは林野庁長官はよくわかつておるものですから、あなたは返事をなさらない。三十二億をどう使ひましたか。青森営林局には一億円、秋田営林局には一億円、大阪営林局には十億円といふようにちやんと、使うようになつておる。東北は長い間ただ搾取だけで、実際搾取という言葉がほんとうに當てると思う。こんな搾取にいつまでも甘んずることはできない。東北にも少し人間がおるようになり、このごろはなりませんが、私はこれが搾取を断じて許すことができない。こゝと一年はがまんしますが、さういふ政務次官が、明年は一般会計にと言つた

ことを私は金科玉条として断じて見がしませんが、そのおつもりでいたしたい。

まだ／＼質問しなければならぬのですが、諸君の御迷惑にもなると思ひますので……。(大いにやれ、今こそやらなければだめだ)と呼ぶ者あり。今言つたようにもう少しあなたは十分な御説明ができると私は思つていたわけですが、もしできれば御返事を願ひたい。

たさないうるだけでありまして、概
念的には、先生のお話の通り国有林野
の比較的少い、しかも、まあそれがゆ
えにと簡単に申し上げることはなかな
かできないかもしれませんが、それら
も原因いたしまして、特に重要水源地
帯の荒廢度の高い保安林を買い上げの対
象としたという考えでありますので
関東以西、特に営林局で申しますれ
ば、大阪管内等が結果において一番多
くなるであろうというところは間違ひな
い方向だと思っておりますが、ただ青
森一億、秋田一億、それに対して大阪
十億というような実際の結果になるか
どうかというところは、はつきりと今申
し上げがねる、かように申し上げてお
る次第でございますので、御了承願
いたいと思います。

○松岡委員 ごまかしたというふう
に思っております。もしお氣にさわ
つたらお呼びしてもいいのでありま
す。ただいま長官は、一般会計に繰入
れるというところをおしやつておる。
これは許されぬ。一般会計に繰入れ
るだけにはほんとうの仕事をやつてい
るかということ。やつていますか。
今の四割九分六厘持つておる東北管
区の国有林の所在地に向つて、十分の施
設をやつておられますか。やつておつて
剰余ができて一般会計にやるといふな
らこれは了とします。やつております
か、あなたの御信念をお伺いします。
○柴田政府委員 戦争中あるいは終戦
直後等におきましては、非常に手遅れ
の事業がございまして、地元にも御迷
惑をかけ、経営全体といたしましても
相当手遅れあるいは不十分という点が
多々ございまして、その後経営内
容、経理内容も改善されて参りました

結果、経費等にも比較的余裕が出て参
つておりました、現状におきましては
従来の手遅れを相当急速にとりもどし
ておりました、ここ一兩年経過いたし
ますれば、一応従来の手遅れはほぼ完
全に取返し得る、かような見通しのも
とに現在の事業をやつておられます
で、特に資本を食い込みまして地方を
搾取するというようなことにはなつて
おらないと申し上げ得ると思つてお
ります。

○松岡委員 全国を通じていかに東北
が遅れているというところは、長官も御
認識あると思うのです。東北の実態
が、全国をよく通観して、遅れておる
と思つていらつしやるか、遅れておら
ないと思つていらつしやるか。

○柴田政府委員 先生の御質問は全般
を通じての問題か、あるいは私どもの
関係の問題かちよつとはつきりいた
しません。東北がわが国における自
然環境その他から言ひまして、各種の
施設が全般と比較して進んでおるとは
絶対に私も考へておりません。あるい
は民度、財力等から見まして相当遅れ
ておるのではないかと、かように存じ
ております。その際に国有林が東北の民
生あるいは経済に寄与できてないかと
うかというところになりますと、私別な
考へを持つておりますが、現状におき
ましては、東北の国有林は相当地元
に御利用を願える状態にあつて、その点
では遅れていないというふうな考へて
おります。

その他万般において——これはもう何
人も肯定せねばならぬ——あまりに片
ちんばであるというところはわかつてお
る。その片ちんばであつた原因はいず
れにありやと私は言ひたい。そこに行
くとあなたと私は考へが少し違ふかも
しれませんけれども、国有林があつた
がためにどのくらい利益になつたか損
になつたかという問題です。關西の方
は国有林がなくとも民有林であつたが
ために、価格の高いときには適当に売つ
て、その町村は利得も受けておるので
す。東北の方はそうじゃない。なそう
としてなし得ない。すぐ裏山から国有
林なんだ。長官はよく東北の実情を御
存じですか、わかつておるはずだ。さ
う裏山まで国有林にやありませんか。
いかに罪人をこのためにつくつたか
というふうな統計をつくつたらば、驚
くべきものがあると思つたのです。そ
う原因もみな明治維新当時の徳川の
幕政に参加したために懲罰的にやられ
た結果がここに來ておる。これはちや
んと一つの証拠が上つていますから、
他日これを示しますが、こういうぐあ
いに遅れておる東北を何とかしなければ
ならぬというときに、せめて所管の
林野庁があなたにかい氣持でもつて、十
分な施設をして手伝うのがあたりまえ
だと思ふ。そのあたりの考へが、毎年
毎年二十億ずつ残してきているのはどう
うわけか。施設をしましたか。あなた
はたいへんかわつていますと言つてい
ますが、こんでもないことで、まるで
要求しているところの何分の一どころ
じやない、何十分の一どころじやな
い。まだ、国有林によつて初めて何
とかしてもらなければならぬ個所が
あると私は思ふのであります。その点

をあなたは十分したというのかどう
か。私は、毎年々々二十億ぐらゐずつ
残してほかの方に手伝つておるところ
のそのものを、遅れておる東北のため
に還元する意思ありやないやというこ
とを、最終に聞こうとしておるので
す。この二十億で毎年々々東北管区全
体に施設をしたならば、私は文化の遅
れた東北が相当追いついて行けるので
はないかと思ふのです。私はこれを国
有林にばかり依存しようとは思ひませ
んけれども、その大部分の原因をなし
ておるところの国有林を所管している
林野庁としては当然考へて、しかるべ
き、あなたのかい政治をほし、と言ふの
です。ですから今までも二十億も残して
おいたようなことをせずに、十分にそ
れを使うという考へがありますかどう
か。またそれを残して一般会計の方に
繰入れようとするのかどうか、これを
はつきり御返事いただきたい。

○柴田政府委員 東北の施設あるいは
地元の施設に關しまして、今後といえ
ども一層強化整備いたすという考へ
は、従来と一切かわりはない考へでござ
います。毎年二十億程度を東北から
残しておる、こういうお話でございま
すが、幸いに最近三年はある程度の
収入増加にもなつておりますが、それ
以前には相当赤字を續けて参つてお
る。結局東北地方にだけ限つて申しま
すれば、東北地方へ國費をつぎ込んで
いた時期も相當長いのでございしま
して、現在國が搾取してこれを他に転用
しているという状況でないことだけ
は、御了承願ひたいのであります。あ
たださらに今後一層地層を整備し、あ
わせて地元施設を強化する、あるいは

国有林の地元に対する利用権益の擴張
というふうなことによりまして、国有
林の地元と有機的な一層強い關連を持
つて参りたいという考へ方は強く持つ
ておるといふことだけは、はつきり申
し上げておきたいと思ひます。

○松岡委員 私はただいまの長官の御
答弁を裏書きしてあらう意味におい
て、政務次官に御答弁を願ひたい。東
北の方が遅れておることは前に申し上
げた通りである。これを何とかして水
準まで持つて行かせようとするがた
めには、幸いにもここに国有林の取入
が——今長官の申されたように、今ま
では少しは資本を出したようなところ
もあるというところを言ひますけれど
も、明治以來八十年間の統計をとつて
みますと、とても／＼そんなことでは
許されないものがあります。しかし過
去のこととは言ひません。年々二十億近
く残しておるところの剰余金を、明年
以後において東北管区のために、十分
にこれを還元する意味において使うと
いう考へがありやないや。これを農林
大臣を代理するところの農林次官から
お返事を承りたい。

○平野政府委員 東北がいろ／＼な点
で遅れておるということにつきまして
は、私もよく認めるわけでありませ
ん。しかしそれは決して行政上特に不公
平な政治をやつておるとか、あるいは東
北を冷遇しておるとかいうようなこと
ではないと存じます。國政上から申し
ますならば、現在でも松岡先生のよう
な政治家が東北から出ておられるわけ
でありまして、過去においても、民主
政治確立以來りつぱな代表者が多数出
ておられるのでありますから、そうい

う意味から申ししても、国政上は公平に行われておつたと思ひます。ただ東北がやや遅れておつたといふことは、歴史的、地理的の事情に基づくものであつて、私はそういう点に思ひを至すべきではないかといふに考へる次第でございます。ただ国有林の事業で剰余金を残すべきではないといふお話でございますが、国有林は御存じのように、こゝしも三百億以上の大きな会計を持つておるわけでありまして、この歴大な会計の中で、年に多少の剰余金が出るというところはむしろ当然ではないかと、むしろこれを木材業者の觀念を持つて經營いたしますならば、歴大な利益が出るべきものであります。それを原木はほとんどただのようになつておる事業でありますから、株代のただであるといふような一つの大きな特別會計において、ほとんど収支とんとんであるといふことは、いかに国有林を保護するといふ方面に金が使われておるか、いわゆる治山でありますとか造林であるとかいふような生産的な方面に投資が非常に行われておるために、これだけ歴大な特別會計であつても、これだけ利益が出て来ない。これは過去において赤字があつた時代もあつたわけでありまして、その場合には一般會計から補充しておつたのであります。それはすなわちいかに国有林全体の保護のために努力を払つておるかといふことの証左であると思ひわけでありまして、最近木材の非常な値上りによつて三十億程度の剰余金が出るというやうな程度でございますから、この程度のことには、それをもつて国有林を政府が土台にしようとしておると

いふやうなことはまつたく当らないのであつて、むしろ實際には国有林を保護しておつたといふことは、従つて国有林ではないかと思ひます。従つて国有林は東北に多いわけでありまして、それだけ東北の方面に国有林としての事業は現地に還元しておるというところは言へるわけでございます。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○松岡委員 東北の国有林によつて起つた原因が、林野庁の調査課の發表したる印刷物にもあります通りに、まことにいいがわしい。いくつかにできたやうな点がはつきりしている。しかもときの政府に、力のあつた薩長の藩閥政府ができましたと、三十四年、四十二年に鹿児島、宮崎等には六百町歩なり九百町歩をちやんと返しておるやうなあんばいになつておる。そうして東北にはいふやうなことをしておらない。この歴史を考へてみますと、私の主張は決して誤つておらない。へんばな処置だ。維新当時のそのまゝのありきたりを是正するの誠意が政府になかつたといふことが言ひ得るのであります。これらのことはここで述べませんけれども、私は東北が遅れておるから、国有林ばかりによつて云々といふわけじやないけれども、とにかく約二十億、約三百億の予算のうちの一割近いものを東北管区からあげておる。これを今の治山治水の一般會計として当然やらなければならぬといふところの計画の方に大部分を向けおる。私は、東北の方にまだ十分になさねばならぬ幾多の仕事があるにかかわらず、これを閉却しておると言ひたいのです。また事實言ひ得ると思ひう。ですから、東北方面からもう

少し要求があつたならば、北海道の計画のやうなぐあいに、東北管区に向つて、還元的な意味をもつてあたたい政治をやりたいと思ひます。従つて国有林は東北に多いわけでありまして、それだけ東北の方面に国有林としての事業は現地に還元しておるというところは言へるわけでございます。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○井出委員長 この際佐藤洋之助君より発言を求められております。これを許します。佐藤君。

○佐藤(洋)委員 私はこの際非公式ではありましたが、今回視察をいたしました長野県林局の移転問題につきまして、現地視察のことにつきまして言及したいと思ひます。

実は私遅れて参りました。川俣同僚委員からの詳細なる御報告があつたやうに思ひます。あるいは私が申し上げませんが、その点はお許し願ひたいと思ひます。平野政務次官及び林野庁長官がおりますから、この際一言申し上げておきます。

少し要求があつたならば、北海道の計画のやうなぐあいに、東北管区に向つて、還元的な意味をもつてあたたい政治をやりたいと思ひます。従つて国有林は東北に多いわけでありまして、それだけ東北の方面に国有林としての事業は現地に還元しておるというところは言へるわけでございます。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○平野政務委員 一般會計に繰入れることが、利益の場合においては繰入れられておるが、不足の場合もあるわけでありまして、その場合におきましては、また逆に一般會計から補填する、こゝういふことは今までもやつて参つておるわけでありまして、それが一番適切ではないかと考へる。それで今後ともさういふやうにしたいと思ひます。御意見の御趣旨につきまして十分拝承いたすわけであります。善処したいと存じます。

○松岡委員 ありがとうございます。最後に、私は林野庁長官に治山治水の方面で、どのくらい保安林を民有林から買ひ上げてやるかといふ資料を要求しているのですが、まだお出しになつていないものですが、私はこの資料によつて詳細に論議をいたしたいと思ひます。それによつて、まだ資料が出て来ませんからやむを得ません。どうか今の三十二億を、こゝし一年だけなりといふことも、東北方面においても十分にこれらを考慮していただかないと、先ほど申し上げたやうに、あの鈍重な東北民が蜂起するやうなぐあになつてはたいへんですから、念のため

○井出委員長 この際佐藤洋之助君より発言を求められております。これを許します。佐藤君。

○佐藤(洋)委員 私はこの際非公式ではありましたが、今回視察をいたしました長野県林局の移転問題につきまして、現地視察のことにつきまして言及したいと思ひます。

実は私遅れて参りました。川俣同僚委員からの詳細なる御報告があつたやうに思ひます。あるいは私が申し上げませんが、その点はお許し願ひたいと思ひます。平野政務次官及び林野庁長官がおりますから、この際一言申し上げておきます。

聞かるところによりますと、この問題につきましまして来月の三日に法案を出しになるやうであります。また法案が出て参りませんから、これにつきましましての結論を今申し上げるわけに行きません。しかし私が拝見いたしました結果が、大体法案を提出すべき要当性がある、こゝういふことを申し上げておきたいと思ひます。そこでこれを結論から申し上げて、法案を出すにあつて、当局としてはやはり大蔵当局と十分折衝をいたしまして、大蔵当局の納得を行かして、こゝに力強くすみやかな日に御提案になることがよろしいのではないかとこゝういふことを一言まず前提として申し上げておきます。

私はこの視察の前提にあつて、実は長野県出身の自由党議員諸君と懇談をいたしました。大体自由党諸君の考へておるところも私わかりましたの

分はその金をもつて施設をしてくださるやうなぐあいに私はお願いしたいのであります。またすべきものだと思います。それを平野次官に裏書きしてもらいたいと思ひます。先ほど御答弁があまり上手で、ポイントにどうも触れないやうに私は思ひます。平野次官は、明年は林野庁長官が一般會計に繰入れることのないやうにしようといふ考へをお持ちになつているかどうか。もう一べんお聞きします。

○平野政務委員 一般會計に繰入れることが、利益の場合においては繰入れられておるが、不足の場合もあるわけでありまして、その場合におきましては、また逆に一般會計から補填する、こゝういふことは今までもやつて参つておるわけでありまして、それが一番適切ではないかと考へる。それで今後ともさういふやうにしたいと思ひます。御意見の御趣旨につきまして十分拝承いたすわけであります。善処したいと存じます。

○松岡委員 ありがとうございます。最後に、私は林野庁長官に治山治水の方面で、どのくらい保安林を民有林から買ひ上げてやるかといふ資料を要求しているのですが、まだお出しになつていないものですが、私はこの資料によつて詳細に論議をいたしたいと思ひます。それによつて、まだ資料が出て来ませんからやむを得ません。どうか今の三十二億を、こゝし一年だけなりといふことも、東北方面においても十分にこれらを考慮していただかないと、先ほど申し上げたやうに、あの鈍重な東北民が蜂起するやうなぐあになつてはたいへんですから、念のため

○井出委員長 この際佐藤洋之助君より発言を求められております。これを許します。佐藤君。

○佐藤(洋)委員 私はこの際非公式ではありましたが、今回視察をいたしました長野県林局の移転問題につきまして、現地視察のことにつきまして言及したいと思ひます。

実は私遅れて参りました。川俣同僚委員からの詳細なる御報告があつたやうに思ひます。あるいは私が申し上げませんが、その点はお許し願ひたいと思ひます。平野政務次官及び林野庁長官がおりますから、この際一言申し上げておきます。

で、そこで私は今回同僚諸君と三日間にわたる視察をいたしましたのであります。視察をいたしました結果は、四十万町歩にわたる龐大な長野県営林行政として、やはり現在の位置がそのところを得ていないということは、まずこれは言えるのじやないかと思うのであります。昔のことわざに、しかを追う獵師山を見ずといいますが、やはり山の中に入つておつては大局的な林野行政というものが目につかないのじやないかということ、まず私は申し上げてもさしつかえないのではないかと思います。そこでこの移転が、最初私の想像では、単に狹隘であるとかあるいは文化的土地に出て来たいのだというようなことのみに考へておりましたところが、そうではなくて、現在の林野局のあの位置のために、長野県庁との折衝が何でも延べ千数百日以上要するし、それに要する旅費が百数十万円かかる。電話のごときものも龐大なものになるというのであります。そういう点から考えますと、あるいはまたすべての行政面から行きまして現状が不適当であるということ、私は認めざるを得ないのであります。しかも現地に参りましてつづきにあの地形を見ましたときに、まず火災の場合における処置がとうていできない。土地は千二、三百坪あるが、建坪が四百坪である。しかもそこに狹隘なものであつて、あの場合における能率の点もあるし、万一の災害の場合における重要書類の搬出ということも困難を来すというようなことをつづきに検討いたしました、私はその感を深うしたのであります。私は長野県の林政ということについては、まだしろうと

でございまして、その点についての見解はあまり述べないことにいたしました。が、その後藤局長初め陳頭に立つてわれ／＼の案内をしてくれました。主として私も拝見したのは、神宮備林のうちの中立備林というのです。が、神宮備林約八千町歩のうち、七千町歩がそこにあつて、一千町歩は名古屋地区だそうであります。そのうち中立備林を、上松から約十六キロ森林鉄道に乗つて赤澤に行き、現地の小屋に宿泊をして、つづき現地を見たのであります。日本の林業の宝庫であるということ、私は深く認識をいたしました。心強く感じて来たのであります。が、かのごとくつづき農林行政は、国家行政において初めて維持できるのであります。関東地区あたりから見ると伸びが非常に遅れておる。二、三十年たてば、関東地区では相当役に立つ樹木が、あそこにおいてはまだひよ／＼したものであつて、今倒しておるものは二百数十年にわたる巨木であります。こういう点から見ても、あの木曾における龐大な、しかもつづき林業というものを、いかにして行くかということにつきましては、苦心は、私は相当当局に敬意を払うものであります。こういう点から参りまして、拝見した結論として、この法律案を出しになることが妥当性を持つてゐるということだけは、今日私は断言いたしますのみならず、わが自由党における長野県の議員諸君も、この点については深く認識をいたしておるようであります。会期もだん／＼迫つておりますので、すみやかにこの法律案を出しになつて、審議にかけられるように、この機会に視察報告にあわ

せて希望を申し上げておきたいと思うのであります。これにつきまして平野政務次官及び林野庁長官から何かお話をあればつづきだと思ひます。

○平野政府委員 先ほど川俣林業小委員長からも同様御趣旨の御発言がございまして、政府といたしましても見解を申し上げたのでございますが、ただいままた佐藤委員から、まことに懇切丁寧な御指示を賜りまして、重ね重ね感謝にたえない次第でございます。今回御多用の中を委員各位が、山中深く御視察賜りましたその結果、政府の意向しておりますところとほぼ同じような御感想をいただいたということ、は、政府といたしましてまことに意を強くする次第でございます。さつそくにも御高見に従ひますように諸般の準備を進めたいと考える次第であります。

○柴田政府委員 ただいま次官からお話をあわせてこちらの考え方を申し上げましたので、私もまったく同様に考へておりますが、このたび非常に御多用の中を皆様お出かけいただきまして、現地の者の微力な努力に對しまして御視察をいただきましたことを、非常にありがたく、うれしく存じております。今後重大な使命があるということを確認いたして、一層一般的に全般を通じて努力をするつもりであります。それにつけても、さらに一層有効な国有林事業行政の関連の効果発揮のために、ぜひとも官林局の位置の移転を実現いたしたいと存じまして、ごく近い機会に法案の提出をいたしまして御審議をお願いいたすこと、よろしく願ひいたします。

○井出委員長 質疑を続行いたしました。松浦周太郎君。

○松浦委員 私は保安林整備臨時措置法案を審議するにあたりまして、現在の森林政策に対する状況はまったく見事に忍びないものがありまして、十余年ぶりで久しぶりにこの場に立つたのであります。いくさ負けまして樺太、千島、朝鮮、満洲、あるいは臺灣を失つた日本の現状は、推定六十億くらいのもので目当てにいたしました林産物の需給関係が行われております。生産量と伐採量とのバランスがとれません。しかしながら、今日の日本の産業、経済並びに文化を養つて行くためには欠くべからざるものが林産物である。これはやはりいるだけのものはどうしても切らなければならぬ。そこに自然と林地のバランスが破れまして、国土の保全が保たれないというやうな現状、さらに戦時中の過伐、濫伐も加へられて、今日の被害が繰出しおる現状であります。そこでまず生産量と今日の国民大衆の燃料並びに用材というやうなもの、需給関係におけるバランスは一体どうなつておるかという点であります。私はもう昔のやうにこまかいことでは、政府いじめはやらぬつもりであります。これは国家総論の一番重大なことであります。それから、真剣に御答弁をお願いいたします。しかしながら、答弁が私の意に沿わなければ、お耳ざわりのことも申し上げなければならぬ。また国家総論に關係することでありまして、本来ならば森林行政と他の行政との関連においても、緒方副総理並びに農林大臣等にもお聞きしなければならぬ点が多々あります。が、平野君や長官の答弁範囲で

きるものは御答弁をお願いしたのであります。

そこで具体的に申し上げますならば、政府は薪炭、木材を通じての需給計画をどのように考へておるか、これと森林資源の保護の問題との関連において、どのような施策を講じておるか、特に薪炭及び用材の生産並びに需給計画はどうなつておるか、また用材間の需給調整については自信を持つておるかという点を、まず第一番にお伺ひしたいのであります。

○平野政府委員 日本林業界の大立物であらせられる松浦先生が本委員会にお出ましになりましたことは、いろ／＼と御高見を伺ひましたことは、政府といたしまして非常に感深いものがあるわけでございます。特に私は個人的に長い間松浦先生の御懇談に接して参つたものであります。一層感にたえないものがあるわけでございます。ただいまお尋ねの木材の需給全体のこと、は、国家の運命に関する重大な問題でございます。いづれ御要求から申し上げます副総理あるいは農林大臣から申し上げることにいたしたいと存じますが、ただいま事務的な範圍におきまして、政府の考へておりますことについて申し上げてみたいと思ひます。

木材の需給のアンバランスでありますことは、後ほど長官から詳細数字的に申し上げるわけでありまして、まことに憂慮すべき状態にあるわけでございます。政府としては、何としてもこの森林資源の基本的問題に解決を与えなければならぬということ、いろいろのことを考へておるわけでございます。そのためにはまず日本の森林の計画を基本的に樹立する必要があります。

これは国有林においては大体やつておるわけですが、民有林が最も荒廢をいたしておりますので、この対策が必要であるという見地から、過般森林法の改正を行ひまして、しこうして民有林に対します施業計画をたいたいま取進めておるわけでございます。これによりまして非常にバランスが破れておるといふことがわかつて参りました関係上、特に昨年度の異常な災害等にかんがみまして、一層この点に思ひをいたす必要があるという観点から、本年は、御審議を願つております二十九年度予算におきましては、治山治水というところに最大の重点を置く、こういうことでございまして、これはもちろん砂防工事等の予算を相当計上いたしておりますが、特に造林の關係につきましては、少い予算の中から昨年よりも増加をいたしまして、この造林を進めるといふことにおつては、單に予算ばかりでなく、いろいろな緊急立法等もいたしておるわけでございます。またたいたいま御審議を願つております保安林の整備につきましても、国有林の特別会計から三十数億円を支出いたして、これをやつて行くといふふうにしたしておるわけでございます。

これは生産の方でございますが、さらに消費の方におきましても、できるだけ消費の規制をする必要がある。これには木材の利用の合理化をはかるという必要がある。この木材利用の合理化のためには、先般木材防腐特別措置法を御審議願つたのであります。なおそのほか木材の利用合理化につきましては諸施策を進めておるのでございます。また木材の膨大な需給者でありますバルブとかあるいは坑木等につきましても、できるだけこれの工場の濫設を抑止するといふような方法をとりますと同時に、これの利用の合理化についても研究をいたしておるわけがあります。

一方また、何としても日本の資源を失ひました国土といたしましては、外材の輸入をできるだけはかつて行く必要があるという立場から、特に木材の輸出は一切これを禁止いたしますとともに、外材の輸入につきましては、特に米材、南洋材等に重点を置いてこれの輸入に努めておるのでございます。また最近バルブにつきましては、特にアメリカのアラスカ方面の木材の利用をはかりたいといふことで、これも外交交渉を通じてたいたいまアラスカ・バルブ会社というものをこしらへまして、その方面にも進出をするといふこともいたしておりました。またソ連材の輸入もぜひやりたいといふことで、これも外務省等を通じてたいたいまソ連方面と連絡をとつて、これの實現を期したいといふふうによつておるわけでございます。農林省としては、外材につきまして特に通産省と密接な連絡をとつて、遺憾なきを期するように努力をいたしているわけでございます。詳細の数字につきましては林野庁長官から御説明申し上げます。

○柴田政府委員 たいたいま松浦委員御指摘の通り、実は戦争以来無計画な林野の取扱ひからいたしまして、一面におきましては国土保全の立場からいたしまして、非常な林野の荒廢を来しております。さらに復興あるいは生産増強等の意味からいたします最小需要の木材供給に對しては、伐採が非

常にアンバランスに進んで参つております結果、重大な状況に當面いたしているといふことを、率直に認めざるを得ないのでございます。

そこで現在の木材の需給の推算を一応申し上げたいと思つてございまして、これはあるいは見方によりまして多少の相違はあると存じますが、一応経済審議庁等とも、各種の産業あるいは需要方面の計画等を基準といたしまして、二十八年度以降三十二年までの推算をしてみている次第でございます。が、これにはいろいろ前提がございまして、一応現状をあまり大きく政治、経済情勢その他海外關係が変化しないといふこと、あるいは人口増加等も現在の傾向をそのまま続けるという前提のもとに推算いたしてみているわけでございます。さういうにいたしますと、一応二十八年度用材、新材を合せまして、約二億八千五百萬石程度の最小需要量に對しまして、二十九年度は二億一千四百四十萬石程度、これが三十二年度に参りますと、最小二億四千萬石程度に参りますと必要とする。かような推算に相なるのでございまして、これに對しまして現在、林力あるいは開墾の状況から見まして、はたして山の負担力と申しますか、伐採可能量との比較はどうなのかといふことを勘案いたしてみますと、現在の蓄積を一応全部利用できると考えましても、総量が一億七千万石程度以上を出ないのでございまして、しかもその總蓄積の中には、現在林道が整備いたしておりません結果、利用対象にならないような蓄積も含まれてゐる。そのために利用可能の林野に對しまして伐採が集中されるという

く加つて参つてゐるということが言えるのでございまして、この際私どももいたしましては、何と申しまして、この最小需要を何らかの方法において満たさなければ、必要の需要はあらゆる方法を講じて必ず伐採が進められる。そこでこれをいかに法律をもつて取締りまして、實際問題としては不可能だといふことで、これに對する方法としては、一つには林道の整備をはかりまして、未利用の開墾可能の林分の計画的な開発を進めたい、こういうことで十箇年計画を進めまして、これによつて約四百八十二萬町歩にわたる開墾可能林分の蓄積約十五億九千萬石を對象といたしまして、林道開発の計画を進めて参つてゐるのであります。が、實際にこれが實現は、計画に比較いたしますと非常に遅々として進まない。従ひまして結果から見ますと、絵に描いたもちを示しているのではないかと

いう御批判あるいはおしかりを受けざるを得ないといふことを、率直に認めざるを得ないのであります。何といたしまして、私もこれを計画的に、しかも速急に實現をはかることにいたしました。一面においては山の計画的な取扱ひとあわせて、将来の成長促進をも考え、当面の需給の調整の對象に置かねければならぬといふことで、治山治水の基本対策要綱にも年次計画を上げまして、一応案を御審議願つて確定を見ておる次第でございます。しかもなお二十九年度予算におきましては、率直に申し上げますと、まことに不十分で、二十九年度からは技術的にはこの計画の出発ができないといふ現情にあるのでございまして、これをまずぜひとも早期に實現をはからなければ

ならない。かように考えております。その次には、伐採は最小需要に對しては、いかにこれを取締つても拒否するわけには参らないといひます。それば、れこを補うために成長の促進を期せなければならぬ。そのためには人工植栽林の増強を考えなければならぬ。こういうことで伐跡地の再造林はもちろん、全部を翌年度に實施する。従来非常に粗悪な林相を呈しております林分の林種轉換をはかるということ、十箇年の目標を立てまして、百四十萬町歩を新規に人工植栽林に適地、適木選定による人工植栽林の増強を考え、これらを合計いたしまして二十八年度末推計二千五百萬町歩の林野に對しまして、人工植栽林五百二十八萬町歩までふやしたいといふ計画を進めておりますが、幸いに造林に對しましては、一般の輿論も非常に高まつて参つておりますので、予算面におきまして、この三十六年度までの八箇年計画の、当初二十九年度分に相應する実行量をほぼ認められておること、この問題は一応解決可能といふふう

に考えております。さらに治山事業によります山の安定とあわせて、また従来の林地の生産化といふ問題もあわせて生長量の増強を考慮して参ります。その場合に多少伐期の低下を余儀なくせられるのであります。これを實現いたしますれば、現在の見通しで、この計画の実行が計画通りに進むといたしますれば、四十年後には一応蓄積が上昇するといふ推計をいたしております。しかしながら当面の問題といたしましては、何といたしまして一つには需給の補ひのため

に外材輸入を促進しなければならぬというところで、外材輸入に關しましては、各方面と連絡をいたしまして、それぞれ促進をはかつて参つて来ておりますが、最近の情勢でございますと、米材並びに南洋材が主体でございますが、曆年の二十七年の集計では二百二十五万四千余石の実績に對しまして、二十八年には五百七十六万六千余石と相當飛躍的に増加をいたしておりました、これが用材の国内需給の調整のためには相當大きな役割をいたしております。そこで二十九年度につきましても、実はこの傾向をもつていまして促進をはかりたいという考えでありましたが、最近の外貨減少の事情等からいたしまして、主體的に自動承認制が判当方式に切りかえられるということに相なりまして、特に多くを期待するとは困難でございますが、一応了解を得ておりますのは、約五百五十万石程度というように考えておるのでございますが、今後でもできる限り外材輸入を促進いたすように努力いたして参りたい、かように考えております。

なおこのほかに、二十九年度におきましては、非常に少量ではあるかと存じますが、まだアラスカ材も一部期待できるのではないかと。そのほか最も大きく期待いたしておりますのは北洋材の關係でございますが、これは現在国交調整を見ておられないソ連國の問題でございまして、実現確定までは何とも申し上げかねると存じておりますが、これが実現を期待できれば、これまたわが國の木材需給には相當寄与し、かつ山の休養が可能になるのではないかと、かように考えております。

これとおおせまして新炭の關係でござ

います、実は新炭林は用材以上に枯渴いたしておりますので、最小需要量に對しまして生産可能量は非常に低いのでございます。そこでこれが不足は年々目に見えて窮乏を告げて参つて来ておるのでありますが、にもかかわらずこれは生活必需という關係で、ぜひとも確保いたさなければならぬ。この対策をいたしまして、直接私どもの担当いたしております面では、代替燃料としての豆炭、練炭の増産によりまして大体解決できる。さらにガス燃料の増強ということを強く取上げて、この問題を、特に通産省關係において融資その他の面において御援助願つておりますが、これも年々計画上に相當進捗いたしておりますので、この面の代替燃料切りかえによりまして急場をしので参らなければならぬじやないか、かような考え方を持っております。

その他木材につきましては、利用合理化の問題あるいは消費の節約の問題等が、各方面の關係において企画実現を見つめるのでございまして、現在木材の窮乏度といたしまして、最も窮乏を告げておりますのは針葉樹の面でございまして、これを多少余裕のございまして、現状の面では、最も大きく現われておりますのは、木材産業として需要の大きなものの一つになつておりますパルプ工業界の広葉樹への転用、これらによりまして針葉樹の需給の逼迫を、最近では相當程度緩和できるようなつております。なお最近のパルプ製造方法の一つといたしまして、新しい傾向でありますセミ・ケミカル法によりましてパルプは、おそらくわが國におきましても急速に進展をいた

すということになりますと、広葉樹を原料として非常に良質の製紙パルプの供給が可能になるのではないかと存じて、それらの面への切りかえを急進いたしておるような点、あるいは坑木等の鉄柱カッペへの切りかえであるとか、コンクリート・ボールの問題、さらに包装等におきます段ボール、あるいはワイヤー・バンド・ボックス等の利用によりまして消費の節約という面も順次進捗しておりますので、何とか急場をしをきつ現在の林業施策が軌道に乗りますれば、御心配をかけないで進め得るのではないかと考えております。ただこの際各用途別の需給の調整によりまして、木材の円滑な需給の道をはかるべきではないか、それに対する考え方はどうかというお尋ねなど存じますが、実は率直に申し上げます、現在の自由主義経済下におきましては、利用合理化がなかなか困難な情勢にありまして、一番用途の上で需要の多いパルプ、坑木等につきまして、それらの適材の融通という点で調整をお願いいたすこともありますが、率直に申し上げます、期待するような効果を上げ得ないという現状にございまして、これらの点は窮乏に應じまして、さらに広範囲に御相談を申し上げます。それによつて、それらの需要対象あるいは供給対象の個々についての調整は非常に困難でございまして、それらの團體の横の連絡等を円滑にする方法を考えなければならぬのではないかと、かように、内容調査をいたしておりますが、まだ手をつけるところまで参りかねておるというところを申し上げざるを得ない、

かように思います。

○松浦委員 お話を聞いておりますと、日本の林業の現状は、まさに薄氷を踏むような感じでありまして、いろいろ答弁にも努力しておられるようでありますが、しほり出した答へが、二十八年度の現状は二億八千五百万石の需要推定量に對して、伐採可能の生産推定量は、多く見て一億七千万石と書かれるのでありますが、正直にその数字を受取つても、年々マイナスになるのは一億一千五百万石になります。それで今おつしやつたような施策をどうやら行つて、三十年には、これは外材の輸入であるとか、需要の合理化であるとか、消費節約であるとか、その他代用燃料の普及徹底であるとかいうようないろいろな施策を用いられたいのあなた方の推定量が二億四千万石に縮めたいという予想である。そこで私はこの現在の林産物の状況を多少知つておるものですが、お答えになるものなかに、困難なことであろうと思つておられるが、今あなたの方のやつておられる行政について、こういう数字を上げて来る基本的な統計の基礎がまず問題になりはしないかということ、林産物の検査は戦争中やつておつたけれども、あとは地方に譲つてしまつて、その地方の方はほとんど真剣にやつていない。検査をしないところに正確な数字が出るはずがない。われわれの推定で見ると、九千五百万石ぐらいの用材で済むだろうという一応の統計ではあるけれども、実際には一億三千万石ぐらいは使わなければならない状況にあるのです。検査は地方によつてやつておるところもありますが、地方によつ

てやつていないところもあるから、正確な数字がつかめない。しかしいるだけはどうな法律があつても山から切つて来るというのが現状なんです。長官は十五億九千万石の未利用材だとおつしやるが、私も大体二十億ぐらいが未利用材で、利用経済林は四十億石ぐらいしかないと思う。そこが一億一千五百万石ずつ生産量よりも多かつておるといふことになる、計数的には三十二年たつたらば日本の山は坊主になつてしまふ。それを補うための林行政でなければならぬが、輸入をし、合理化をやつてみても、なお三十年には七千万石足りないということになる。ところが農林の諸君が切取つて燃料にしておるものがあるから、正確な数字は出ておらない。そういうことを考えますと、日本の国土保安というものは、今までのようなおさなりのはどうしてもしておけない。年々水害や風害にやられて国土は荒廢の一途をたどるだけだ。ここに國家総論によつてほんとうに國の政治をやるうとするならば、いろいろ問題に妨げられるであらう。諸種の國費の按分の上において、いろいろなお考えがありまして、それが、基礎を失つてしまつて國家、民族が一体立つて行くかということ、これは最も大きな問題だと思つて、私が十年ぶりにここに立つたのは、あまりにもはだえにあわを生ずるような林業行政の現状でありますから、見るに忍びずここに立つたのであります。

そこで平野君の御答弁の中に、ちよつと矛盾する言葉があつた。何か言い違ひがあるいは私の聞き違ひかもしれませんが、木材の輸入を促進するとい

もに、木材の輸出を禁止すると仰せられたと思います。もし木材の輸出を禁止することになれば、それはどういふものを禁止するのか。今日国際収支の均衡の上において貿易を振興しなければならぬのが国策であります。もし木材の輸出を禁止することが平野君個人のお考えであるならば、この際御訂正を願いたいと思います。

それから現在の森林法の改正の際の眼目は、資源の保存、生産の増強及び木材の需給確保の三大点に眼目が置かれておつた。当時生産計画は用材一億四千万石、しかもその三分の一は奥山においてこれを補給するというものであります。でありますから、奥地の不経済林とか、未利用資源の開発が非常に大きな目当であつた。ところが現在一億三千万までも切つておるが、奥地の開発について、政府は、予算の面においても、実施の面においても、融資の面においても、奥山の二十億のものを利用するに足る積極的な施策をとつていない。そうすると森林法のときにお約束になつた計画は、言葉の約束だけであつて、実際には行つていない。これは自由党内閣の大きな誤りだと思ふ。あなたの方の政調会において、昨年治山治水の問題について、総動員をして協議され、計画は立てられたが、予算編成のときに、どれだけの熱意があつたか。私は平野君だけを責めるのではない。緒方、保利両君を責めたいけれども、御出席になりませんし、きようは一時から本会議が開かれるということでありまして、きようは一応これとめておきますが、この次はぜひひとつ緒方、小笠原、保利各大臣の御出席を願つて、皆さんもおい

でになつて、真剣にこの問題と取組んでもらいたい。まつたく今日の林政を見ると民族の将来が案ぜられるから、この点について御答弁を願いたいと思ひます。

○平野政府委員 木材の輸出を禁止すると申しましたのは、特に日本の林政上不足しておる針葉樹については、絶対にこれをいたさない方針でございます。そうあるべきものと思ひます。特に最近の朝鮮動乱等の關係から、朝鮮あるいは臺灣等においても相当要望がございます。一部やむを得ないものもありまして、原則としては針葉樹は一切出さないということで、通産大臣の貿易管理令による要求があつても、農林省としては同意をいたさないことになつております。ただ關葉樹については、これを活用して外貨獲得の上には資する点もあるということで、これは別であります。針葉樹についてはそういう方針をとつておるわけでありまして。

また今お話の未利用資源の開発につきましましては、奥地林等の開発が必要でありまして、これにつきましましては、全力をあげておるわけでございます。ただ予算上きつめて不十分の事態にありますが、しかしながら特に農林漁業金融公庫等ができてから、融資の面等においては格段の措置をとつて來てゐるわけでありまして、これは從來なかつた制度として、特に金融の面でもつて相当林道資金は貸し出してゐるわけでございます。また本年度の予算におきましては、奥地林道につきましては、補助率を引上げて來ておるわけでございます。できるだけやつておるわけでありまして、何分にも緊縮財政の

建前から、その内容は不十分でありまして、他の費目に比較いたしますればまあ／＼というところでありまして、政府としては非常に熱意を持つておる点を御了解いただきたいと思ひます。

○井出委員長 残余の質疑は次会に繰越し、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局